

○ 28年度実績評価:C評価の事業

29番号:54	未達成の指標	理由	改善事項	29年度目標
28番号:54	【アウトカム指標】			
<p><u>技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費</u></p> <p>&lt;事業概要&gt;                      ①安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。                      ②受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。                      ③技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの翻訳を行う。</p> <p>(担当:人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)</p>	<p>28年度目標                      労働災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率が6.48以下</p> <hr/> <p>28年度実績                      技能実習1号の死傷者年千人率 8.07                      ※技能実習生1号での労働災害被災者数(856人)                      ※技能実習生(1号)新規入国者数(106,118人)</p>	<p>○ 実習開始後の期間が短い実習生は、言語コミュニケーション上の障壁等により、安全衛生指導・教育の必要性が特に高いと考えられるところ、平成27年から平成28年にかけて1号技能実習生が約9万7千人から約10万6千人に急増する中、それに対応できるだけの効果的・効率的な安全衛生指導・教育等が不足していたためと考える。</p>	<p>○ 効果的・効率的に安全衛生指導等を行うため、職種別セミナー(建設業、溶接作業及び食料品製造業)の開催、他の委託事業で実施している技能実習生に対する母国語電話相談や技能実習生手帳(安全衛生関連情報が記載)の周知を併せて行う等、より効果的な事業実施を行うこととした。</p> <p>○ なお、平成29年11月以降は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、                      ・外国人技能実習機構による実習実施者等に対する安全衛生環境整備に関する実地検査、改善指導等                      ・主務大臣による改善命令、事業者名公表等を実施することにより、技能実習生の労働災害防止対策を強力に推進することとしている。</p>	<p><b>【アウトカム指標】</b>                      安全衛生アドバイザーが巡回指導を行った企業・団体のうち改善した(又は改善見込みの)企業・団体の割合が90%以上</p> <hr/> <p><b>【アウトプット指標】</b>                      ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施:165件                      ②メンタルヘルスアドバイザーによる巡回指導:30件</p>